

教育委員会月報



文部科学省

特集 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

Series 地方発！我が教育委員会の取組

大阪府泉南市教育委員会 **教育委員会はユーチューバー**

Series 学校における働き方改革

文部科学省 初等中等教育局 財務課 **全国の学校における働き方改革事例集について**

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

沖縄県糸満市教育委員会 **糸満の良さを引き継ぎ、誇れる子の育成**



2021年9月28日発行 第73巻5号

2021 September



特集 **教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について** 1

Series **地方発！我が教育委員会の取組**

大阪府泉南市教育委員会

教育委員会はユーチューバー 5

Series **学校における働き方改革**

文部科学省 初等中等教育局 財務課

全国の学校における働き方改革事例集について 9

Series **学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり**

沖縄県糸満市教育委員会

糸満の良さを引き継ぎ、誇れる子の育成 13
～通地域を学びのフィールドとして～

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

総合教育政策局 教育人材政策課

はじめに

子供を守り育てる立場にある教員が、子供にわいせつ行為を行うということは断じてあってはならないことである。しかしながら、令和元年度にわいせつ行為又はセクシュアル・ハラスメント（以下「わいせつ行為等」という。）により懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」という。）を受けた教育職員等は 273 人であり、そのうち、児童生徒等に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員は 126 人 となっており、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員等が依然として多く、極めて深刻な状況である。

文部科学省では、児童生徒に対するわいせつ行為があった場合には原則として懲戒免職とすることや告発の徹底を、これまで各教育委員会に対して求めてきており、その結果、令和 2 年 9 月時点で、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員は原則懲戒免職とする旨の規定が整備された。

また、懲戒免職等により教員免許状が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長できないかと考え、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の改正について検討を行ったが、この法改正については、法制上乗り越えられない課題があり、令和 3 年の通常国会に内閣提出法案として提出できる状況には至らなかった。

図1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要

目的	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。	
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。（※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。） 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。	
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。	
理念責務等	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念（施策の推進に当たった基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等） ◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等） ◎法制上の措置等 <p style="text-align: right;">（について規定）</p>	
基本指針	文部科学大臣は、基本指針を策定。	
防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育職員等に対する啓発 ② 児童生徒等に対する啓発 ③ データベースの整備等 ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会 	<p style="text-align: center;">早期発見対処に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 早期発見のための措置 ② 学校への通報、警察署への通報等 ③ 専門家の協力を得て行う調査 ④ 児童生徒等の保護支援等 ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処
再免許の特例	◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。 ※児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。	
施行期日	◎一部の規定を除き、公布の日（令和3年6月4日）から起算して一年以内に施行	
検討	◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討 ◎3年後の見直し	

1. 法律の概要

本法は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とした法律であり、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

本法では、児童生徒等に対する性暴力等として、現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙する形で「児童生徒性暴力等」が定義され、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止規定が設けられた。このことにより、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは法律違反であり、懲戒処分の対象となることが明確にされた。

また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校及び教育職員等の責務が明らかにされるとともに、基本指針の策定、児童生徒性暴力等を理由として禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職・解雇となって免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備、教育職員等・児童生徒等に対する啓発をはじめとする教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置について規定された。

さらに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与について、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、認められることとする教育職員免許法の特例等が規定された。この再授与の審査に当たっては、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴き、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして総合的に判断されることとなり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要がある旨が、国会における立法者による趣旨説明において明らかにされ

ており、このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっている。

2. 国会における審議等

本法は、衆議院文部科学委員会（令和3年5月21日）及び参議院文教科学委員会（令和3年5月27日）において趣旨説明及び審議が行われた。趣旨説明においては、本法案の提案者より、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、このような行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならないことから、本法案は教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進するものである旨の説明等が行われた。その上で、同委員会においては、主に以下の論点について議論がなされた。

- ・ 保育士資格に関して、特定免許状失効者等に対する免許状再授与と同様の仕組みの創設
- ・ 学校の教職員のみならず、子供と接する職種・活動全般を対象とする「日本版 DBS」制度の創設
- ・ 小児性愛についての研究や加害者更生の仕組みの充実
- ・ 事案が発覚した際の事実確認の手続の在り方
- ・ 学校の設置者が専門家の協力を得て実施する、事案が発覚した際の調査の在り方
- ・ 被害を受けた児童生徒等への支援体制の充実、障害のある児童生徒へのよりきめ細やかな体制の整備
- ・ 私立学校における適正かつ厳格な処分の徹底
- ・ 児童生徒等に対する啓発として、性に関する指導の在り方
- ・ 特定免許状失効者等の情報に係るデータベースの整備・運用
- ・ 都道府県教育職員免許状再授与審査会の在り方など

これらの議論を踏まえ、法案の採決に当たっては、同委員会においてそれぞれ関係する決議が付され、政府に対して図2の事項について適切な措置・配慮を取ることが求められることとなった。

図2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する決議（衆・参）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日衆議院文部科学委員会）（抄）

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。
- 二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。
- 三 児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。
- 四 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の実事確認の手續に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。
- 五 性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講じること。
- 六 学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とし、第三者による調査や通報者の保護、事実認識による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。
- 七 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。
- 八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。
- 九 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。
- 十 児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備すること。
- 十一 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一した運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。
- 十二 都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。
- 十三 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。
- 十四 教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組の実施に万全を期すこと。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日参議院文教科学委員会）（抄）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。
- 二、 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。
- 三、 児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、こうした者をあらかじめ教育職員等として採用しないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討するとともに、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。
- 四、 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の実事確認の手續に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。
- 五、 性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、マスコミ等への対応支援、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講じること。
- 六、 学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止をその目的として留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とすること。また、政府は、第三者による調査や通報者の保護、事実認識による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。
- 七、 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。
- 八、 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。
- 九、 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。
- 十、 障害等により自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行うとともに、特別支援学校、特別支援学級など、児童生徒等の数が少なく、他の児童生徒等、教育職員等の目が行き届かない環境について、被害を未然に防止するための措置を講じること。
- 十一、 児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備するとともに、性に関して学ぶこと等を通じて一人一人の性、心身、人生を尊重することの重要性についての意識を共有する等により、児童生徒等が相談しやすい雰囲気醸成に努めること。また、教育職員等に対する児童生徒等の人権・特性等に関する理解や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修等の充実に向けて、十分な財政上の措置を講じること。
- 十二、 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一した運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。
- 十三、 都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。
- 十四、 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。
- 十五、 教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、プライバシーの保護を含む児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組を実施するとともに、被害を受けた児童生徒等のレジリエンスを信じ、支えることに万全を期すこと。

3. 今後に向けて

法第12条では、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針、②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項、③その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項について定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されている。

現在、文部科学省において、教育委員会、医師や弁護士等の専門家、関係省庁等の意見を聴きながら、免許状の再授与審査における基準や手続き等の在り方をはじめ、法を適切に運用するための基本指針の策定等に向けた検討を進めている。

また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に

関して、①特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースの構築、②各都道府県・市区町村教育委員会における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組の推進などに必要な予算について令和4年度概算要求を行っているところである。

文部科学省では、法やその立法趣旨、国会における決議等を十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいりたい。

1 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査（令和2年12月公表）

図3 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力の防止等に関する取組の総合的な推進

教育職員等による児童生徒等に対する性暴力の防止等に関する取組の総合的な推進

令和4年度要求・要望額 100億円
（前年度予算額 73億円）



児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは断じてあってはならないことであり、そのような行為から児童生徒等を守るため、文部科学省としては、**児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）の規定も踏まえ、以下の取組を推進する。**

I. 養成・採用に関する取組

- 特定免許状失効者等データベースの構築 150百万円（新規）**
法の規定に基づき、**都道府県教育委員会が直接入力した特定免許状失効者等**（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者）の情報を各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）が即時閲覧できるようなデータベースを国で構築する。
- 官報情報検索ツールの作成・提供 3百万円（3百万円）**
教育職員免許法等の規定に基づく官報公告事項（免許状失効情報）を文部科学省で集約し、各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）に無償で提供する。
- 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 38百万円（46百万円）**
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関して、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や、全国の事例の収集・発信を実施する。

II. 研修・啓発、早期発見・対処に関する取組

- 児童生徒性暴力等防止推進事業 10百万円（新規）**
法や基本指針等を踏まえた各都道府県・市区町村教育委員会の**児童生徒性暴力等の防止等に関する研修・啓発**や、**児童生徒性暴力等の早期発見のための定期的な調査、事案発生時の調査の取組状況等**について、状況把握や有識者による点検・分析を行い、必要な指導・助言を実施するとともに、その過程で得られた知見からモデル例・事例集を作成し、提供する。
- 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業（旧：子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業） 49百万円（33百万円）**
子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引きを活用し、学校における実証を通じた指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開等を図る。
※ 上記のほか、教育職員等・教職課程を履修する学生に対する研修及び啓発のための動画や、教育職員等が生命（いのち）の安全教育教材を授業で活用できるよう指導用動画を、令和3年度中に作成・提供予定。

III. 学校の相談体制に関する取組

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等相談体制の充実 9,784百万円（7,216百万円）**
児童生徒の保護及び支援のため、児童生徒の心理及び福祉に関して専門的な知識等を有する者による相談体制の充実を図る。
※**教育行政に係る法務相談体制（いわゆるスクールロイヤー）の充実に関する支援も引き続き実施（地方財政措置）**

大阪府泉南市教育委員会

教育委員会はユーチューバー

1. はじめに

教育委員会がユーチューバーに——

この報告は、令和2年に始まったコロナ禍という人類史的な「挑戦」に、大阪南部人口約6万人の泉南市の教育委員会が果敢に「応戦」した記録です。

泉南市教育委員会では、約3か月にわたる休校や各種行事の制限など、できないことだらけの中、休業中でもできる取組として、泉南市立青少年センター（山口雅美館長）が中心となってYouTubeブランドアカウントを取得し、「泉南市教育委員会 YouTube ブランドチャンネル」を開設しました。

「ユーチューバー泉南市教育委員会」の誕生です。

本稿では、その開設の経過、コンテンツ、課題、今後の展望についてまとめました。

<令和2~3年度に配信した内容>

- ・授業動画（地元テレビ局による）
- ・児童向けものづくり動画
- ・市内施設・環境紹介動画
- ・学校再編計画説明動画

2. 開設の経緯

令和2年2月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が当時の安倍内閣総理大臣より示されました。

期間は、週明けの3月2日から春季休業の開始日までの約3週間であり、スタートまでの期間は、市役所閉庁日の土日を含んでわずか3日間という極めて短いものでした。

泉南市教育委員会でも、このかつてない緊急事態に、学

校園、所管する社会教育施設、社会体育施設などの各現場は混乱と試行錯誤の日々を過ごすこととなりました。

○

泉南市の小中学校教職員は、令和2年3月の小中学校等の臨時休業期間中、学習の保障のため、家庭でできる学習プリントの作成や家庭訪問などきめ細やかな対応を行っていました。

また、卒業・修了の時期であったため、式典や様々な行事に変更を要する状況となり、その対応に奔走していました。

また、青少年センターにおいても、学校の休業により、日ごろ学童保育を利用していない多くの児童を保護者が帰宅するまで預かる必要から、児童館事業を実施する青少年センターの職員が中心となり、学童保育支援員、幼稚園教諭、その他教育委員会職員、市職員などに幅広く応援要請し、臨時の子どもの居場所づくり事業を新たに実施しました。

しかし、春休み明けの4月に1度目の緊急事態宣言が発出され、一斉休校のため子どもたちが登校できない日々が再び始まりました。できないことが増えていき、大人も子どもも非常に閉塞感のある毎日を過ごすこととなったのです。

3. はじまりは地元テレビとのコラボ

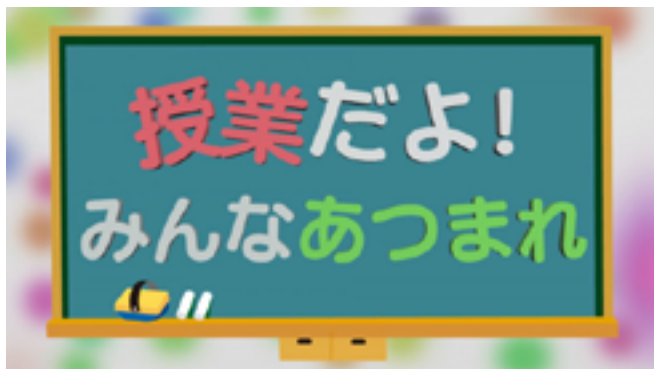
そこで、泉南市教育委員会は、休業中の子どもたちの学習支援を少しでも進めるため、教員の発案により、地域のCATV事業者である株式会社ジェイコムウエストに対して、泉南市立小学校の教諭が子どもたちに向けて授業を行う動画の放送企画を持ち込みました。

これが、地域貢献事業を検討しておられた同社のニーズと合致し、特別番組「授業だよ!みんなあつまれ」の制作が開始されました。

コロナ禍のため、撮影は全て教職員が行い、それにキャプション等を付けて、放送するというものでしたが、そのク

オリティの高さが話題となり、市域を超えて多くの人々に視聴され、話題となりました。

次第に近隣の自治体も参加され、最終的には全10回の放送となりました。この番組は本市のみならず泉南地域の子どもたちに役立つコンテンツとなり、コロナ禍でなければ挑戦できなかった新たな取組でした。そして放送終了後の現在もJ:COMチャンネルのウェブサイトから見る事が可能となっています。



<https://c.myjcom.jp/jch/p/jugyoudayo-rinku/>

4. YouTube ブランドチャンネルの開設

一方で緊急事態宣言により、所管する社会教育関係の児童館事業や子どもの居場所づくりに関する事業などもほとんど実施できない状況となりました。

休業中でも子どもたちに何かしてあげられることはないのかという思いの中、直接会うことはできなくても体験の機会を与えることができるツールとしての動画配信はできないか——そう考え、子どもたちが家庭にしながら充実して過ごせる手助けになればと、前述の特別番組に負けじと、青少年センターでYouTube動画を制作し、配信することを計画しました。

○

ブランドチャンネルの立ち上げ作業については、最初に青少年センターにおいて「泉南市教育委員会 Youtube 運用方針」を策定しました。

そしてYouTubeブランドアカウントを取得し、令和2年5月1日に「泉南市教育委員会 YouTube ブランドチャンネル」を開設したのです。

YouTube動画の公開にあたっては、青少年センターだけでなく、教育委員会全体の情報発信力の強化の観点から、

「泉南市教育委員会」ブランドでのチャンネル作成といたしました。

5. 令和2年度の配信

令和2年度は、青少年センターで「おうちでやってみよう、かんたんものづくり」シリーズを、5月末から12月にかけて計6本配信しました。小学校低学年でも簡単にできるものをコンセプトにしています。

●おうちでやってみよう、かんたんものづくり

- 1 おりがみでつくろう! カラフルけっしょう
- 2 プラバンづくり
- 3 クッキーづくり
- 4 ぶんぶんごまづくり
- 5 スイートポテトづくり
- 6 クリスマスカざりづくり



動画作成、配信については、どの職員も未経験で、青少年センター職員全体で企画案を出し合いました。そして、撮影編集などのスキルを持つ職員が主にコンテンツの企画、撮影編集までを行いました。それぞれが家族に協力を得て撮影するなど試行錯誤の毎日でした。

テレワークが始まった時期でもあり、それぞれの自宅でYouTube動画の作成、編集にあたることもありました。観光部門の職員でもなく、教育委員会事務局職員である自分たちが、まさか仕事でYouTubeに動画配信する日がやっ

てくるとは思いもよらないことでした。

6. 令和3年度の配信

令和3年4月には、3度目の緊急事態宣言が発出され、その後も期間の延長が続いたため、休館となっている青少年センターで実施できなかった講座などを、子どもたちが飽きずにみられる短時間のコンテンツとして配信することにしました。

それが、「おしえて!せんくませんせい」シリーズです。泉南熊寺郎（せんなんくまじろう。愛称「せんくま」）は、泉南市のゆるキャラで、江戸時代からタイムスリップしてきた侍です。彼が先生となって、相棒の妖刀「あなご丸」とともに色々な事を教えてくれます。

このシリーズからは、作成にあたって子どもたちにわかりやすく、より楽しめるよう、絵コンテを作成してから撮影をする手法を取り入れました。

●おしえて!せんくませんせい

- ・「ゴムとび」をやってみよう!!その1
- ・「ゴムとび」をやってみよう!!その2
- ・泉南の自ぜんをさがしに行こう!! 1
～図書館のまわり～
- ・泉南の自ぜんをさがしに行こう!! 2
～ハクセンシオマネキとホテル～
- ・泉南の自ぜんをさがしに行こう!! 3
いちおかしんじゃかい えじあと
～一岡神社海寺跡広場～
- ・市民交流センターの児童館へあそびに行くでござる!!
- ・「みんな仲よし」にあそびに行くでござる!!
- ・展示がいっぱい、樽井公民館でござる!!
- ・ちびっ子遊び広場 in 埋文へ遊びに行くでござる!!
- ・図書館ってどんなところ?

今後、火を使わずできる簡単料理や、科学実験動画などを配信予定です。



また、大人向けのコンテンツとして、「**泉南市立小中学校再編計画<複数原案>説明動画**」を配信しました（教育総務課作成）。



この動画は、泉南市内にある14の小中学校の今後の再編計画の原案を市民に公表したものです。本来であれば、令和2年度末にも各学校を回って住民説明会を開く予定でしたが、コロナ禍で大幅に延期になったため、急遽作成して広報したものです。



これにより、忙しくて決まった時間と場所に行けない方でも、オンデマンドで内容を知ることができます。

学校再編計画への関心の高さから現在のところ本ブランドチャンネル中最多の再生回数となっています。

7. 課題

教育委員会として動画を配信する上での主な課題は次のとおりです。

- 著作権関係の確認など各種コンプライアンスの順守
- 言葉遣いや字幕などで不適切な表現がないかなどの内容確認が必要
- 子ども向け動画では、わかりやすい言葉選びをし、漢字は平易なものにするなどの工夫が必要
- 当初自宅で楽しめる子ども向け動画が中心でしたが、今後は、教育委員会のブランドチャンネルとして、市民のニーズを把握した上でそれにあった動画づくりを目指していくことが必要
- 人気ユーチューバーのようにはいきませんが、動画視聴数拡大の面から、動画のPRが重要。
PRに関しては、様々な印刷物にQRコードを載せたり、ウェブサイトにPRページを設けたり、市のFacebookやTwitterなどのSNSで発信したりしています。また、一本の時間を短くして動画数を増やし、新たなコンテンツの更新回数を増やす工夫をしています。

8. 今後の展望

動画配信開始当初は、子どもたちの中にはネット環境の整っていない家庭もありました。

しかし、文部科学省のGIGAスクール構想事業により、泉南市でも令和2年12月から令和3年1月にかけて、**LTEモデル（無線ルーター不要）のiPadタブレット**が小中学生全員に配布され、家庭での視聴もできるようになりました。

また、国のコロナ対策費を活用して、各教室には**65インチモニターやプロジェクター、EZキャスト、校内無線LAN**等が配備され、授業での動画の活用も行われています。



さらに、Google Workspace（旧GSuite）を、教育長から子どもたち一人ひとりまでアカウントを取得し、教職員

用業務用PCの全員配備と相まって、積極活用を行っています。

加えて、泉南市教育委員会では、国のJETプログラムを活用して、14小中学校の全校に1人以上の外国人青年をALTとして招聘するなど、国際化教育にも力を入れています（コロナ禍により順次入国中）。また、彼らにも、幼稚園や小中学校で活用できる動画の作成に取り組んでもらっています。

近い将来、ICT機器を駆使して、外国の学校との交流授業なども行ってみたいと考えています。

泉南市教育委員会のこれらの取組は、ソフト面でもハード面でも緒に就いたばかりですが、市内教職員からは、新時代の教育の研究や実施に前向きな声が多く聞かれます。

○

今後、新型コロナウイルスとの戦いはまだまだ続き、社会のICT化も加速していくでしょう。そのような中、次代を担う子ども向けのデジタルコンテンツ、特に教育用の良質なコンテンツが、ますます重要となってくると考えられます。

また、市民が好きな時間に、密を防ぎながら様々な体験や情報を視覚的、聴覚的に繰り返し受け取ることができるような市民サービスが求められているのではないのでしょうか。

泉南市教育委員会では、今後、さらに効果的に、さらに発信力を増して、市民や子どもたちに楽しい情報を発信していけるよう取り組んでまいります。

文部科学省 初等中等教育局 財務課

全国の学校における働き方改革事例集について

1. はじめに

文部科学省では令和3年3月に、全国の学校の取組事例を集めた「全国の学校における働き方改革事例集」を作成し、ホームページ上に掲載しました。

作成にあたり、御協力いただきました全国の学校、教職員、教育委員会の皆様に改めて御礼申し上げます。

2. 事例集の発行にあたって

学校における働き方改革には、何か1つをやれば解決するという特効薬があるわけではないため、小さな取組を積

み重ねることが必要です。また、国・学校・教育委員会がそれぞれの立場でひとつひとつの取組を推進する必要があります。

令和元年度も働き方改革の好事例について、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」や「学校の働き方改革フォーラム」開催、「学校の働き方改革の取組事例集（参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00428.html）」発行等を通じて、様々に発信してきましたが、より取り組みやすい事例を多く知りたいという先生方からの声もありました。そのため、今回は、全国の学校から集めた、どの学校でも実現できそうな取組について、分野ごとに削減目安時間とともに記し、まとめました。また、今年度から本格的に始まっているGIGAスクール構想に伴い、教職員のICT環境を通

「全国の学校における働き方改革事例集」について

- 令和3年3月に公開し、全国の学校から提供頂いた約1800の事例から精選した約150の事例を紹介。
- 前半では、どの学校でも実現できそうな取組を含む事例を、分野ごとにまとめ、削減目安時間を記載し、取組の効果を見る化。
- 後半では、GIGAスクール構想に伴い、教職員のICT環境整備も大幅に進むことを想定し、ICT環境を活用した校務効率化を紹介。

■分野一覧

- ・ 学習指導
- ・ 学習評価
- ・ 生徒指導
- ・ 進路指導
- ・ 特別活動
- ・ 部活動
- ・ 郊外での活動
- ・ 出欠・保険情報管理
- ・ 保護者対応
- ・ 教務
- ・ 調査
- ・ 施設管理
- ・ 校務分掌
- ・ 教職員間のやりとり・会議
- ・ 研修・研究
- ・ 会計業務
- ・ 服務
- ・ 業務分担の見直し
- ・ 執務時間の創出
- ・ 外部人材の確保・活用

■事例集の読み方

■掲載取組例

留守番電話・音声ガイダンスを導入し、放課後の電話対応を応答メッセージによる対応に変更した。

Webアンケートフォームで保護者からの欠席連絡や遅刻の連絡を行うことにより、電話による業務の中断をなくした。

取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、読みやすいデザインで作成。前半では、分野別の取組事例とともに、約50の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教育委員会による外部人材の確保の好事例や、スクール・サポート・スタッフの活用イメージなどもイラストで紹介。後半では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。

全国の学校における働き方改革事例集 文部科学省

じた校務効率化の例についてもご紹介しています。

各学校が働き方改革を進めるにあたっては、業務量を見直すことが大きなポイントになります。取組例の中には、「これをなくしてしまって大丈夫?」と賛否両論があるものも含まれるかもしれません。これまで学校で積み重ねてきた教育活動は、必ず何かしらの教育的意義があって実施してきたことばかりであり、その活動自体が否定されるものではありません。しかし、人・モノ・カネ・時間という限りあるリソースを有効活用するために、業務に優先順位をつけて精選を進めていく必要があります。取組例は、その学校、そこにいる子供たちにとっての優先順位付けをし、熟慮を重ねた結果です。取組例が全ての学校にフィットするわけではありませんが、各学校や地域の実情を踏まえながら、働き方改革推進のための参考にしていただければ幸いです。

また、今回掲載している取組の中には、新型コロナウイルス感染症対応の結果として見直された内容も多く掲載されています。今回の感染症対応は、学校にとって、先生にとって、子供たちにとって何が大事かという観点から、これまで積み重ねてきた業務の在り方や教育活動を見直す機会でもあったと思います。コロナを機に整理された取組についても、今後の学校の働き方改革を検討するにあたって、大いに参考にしていただけるのですが、その際には、子供たちにとって必要かどうか、

また、見直しが適切かどうかを考慮しながら、今後の学校業務の精選の検討に役立てていただければ幸いです。

3. 事例集の見方

(1) この事例集では、約 1,800 の事例の中から精選した約 150 の事例を掲載しており、「目次」で、

- ・具体的に改善したい業務がある方へ
- ・一部の教職員に負担が偏っていることを解消したい方へ
- ・外部人材の募集・活用にお困りの方へ
- ・GIGA 端末を活用した校務効率化に取り組みたい方へ、と5つの項目に分類しています。ホームページ上に掲載しているPDFではそれぞれ更に細分化した項目をクリックしていただくと、該当する分類の「取組一覧」のページにした業務改善を行うための職場改善手法の開発と定着の仕組みづくりである。

最後の「創造」は、これまでの本県の学校教育活動の蓄積を持続可能なものとするため、次代の学校教育の担い手である中堅・若手教職員による「未来の学校」の在り方を構想する試みである。

全国の学校における働き方改革事例集

目次

具体的に改善したい業務がある方へ

業務ごとの取組

04 業務ごとに具体的な取組を探す

p.04 ~ 94

オンライン会議の実施、所見の見直しなど、業務ごとに取組を紹介します。

一部の教職員に負担が偏っていることを解消したい方へ

業務分担の見直し

08 教科担任業務の分担に関する取組を探す
08 クラス担任業務の分担に関する取組を探す
08 校務分掌の分担に関する取組を探す

p.95 ~ 104

担任業務や校務分掌など、負担の偏りが生じやすい業務の見直しについて紹介します。

執務に使える時間が少なくてお困りの方へ

執務時間の創出

08 日課表の見直しに関する取組を探す
08 電話受付時間の制限に関する取組を探す
08 執務環境の整備に関する取組を探す

p.105 ~ 114

執務時間を生み出すための日課表の組み方や勤務の見直しなどについて紹介します。

外部人材の募集・活用にお困りの方へ

外部人材の募集・活用

08 人材募集の工夫に関する取組を探す
08 スタール・サポート・スタッフの1日の働き方イメージを見る

p.115 ~ 118

外部人材にどのような業務を担っていただいているかについて紹介します。

GIGA 端末を活用した校務効率化に取り組みたい方へ

グループウェア活用マニュアル

119 グループウェア活用方法を探す

p.119 ~ 219

Google Workspace for Education™、Microsoft Teams で可能な業務改善ノウハウを紹介します。

好事例提供校のインタビュー

当事例集で扱った取組を実践し成果に繋がっている教育委員会・学校にお話を伺いました。

p.09

事例集の読み方

当事例集の読み方を紹介します。

p.10

全国の学校における働き方改革事例集

取組一覧

取組内容をクリックして、各詳細ページに移動することができます。

学習指導

1. 教材研究や作成

2. 授業・指導案の作成

教材の共有 21.5min

授業や学校日誌のデジタル化 14.3min

授業・指導案の簡素化 14.3min

3. 宿題やノート点検

自主的な家庭学習への転換 66.7min

家庭学習のやり方の見直し 66.7min

家庭学習のオンライン提出 33.3min

4. 授業で使用するプリント印刷

5. 教室・校内掲示

6. 学級日誌

紙ではなくデータで児童生徒へ配布 43.0min

PC から直接印刷 43.0min

掲示の精選 16.7min

学級日誌の見直し 16.7min

学習評価

1. テスト作成・採点

採点業務の外部サポート・分担 107.5min

採点システムの導入 25.0min

小テストの採点の自動化 21.5min

定期考査の見直し 20.0min

名簿への転記見直し 10.8min

小テスト中に採点 10.8min

採点期間の確保

2. 通知表の作成・点検

所見の見直し 30.0min

前期や1.2学期の所見の見直し 20.0min

二学期の採用 15.0min

押印の廃止 1.5min

家庭からの回収無し 0.5min

生徒指導

1. 給食指導

2. 登下校指導・校則チェック

3. 個別の学習指導・生徒指導

担任外による給食指導 50.0min

自動手帳消費券の導入 16.7min

制服の見直し

生徒の様子を日常で

進路指導

1. 進路希望調査・進路先データの収集

2. 大学とのやりとり

3. 進学の事前指導・事後指導

データ収集の Web アンケート化 3.0min

メールの活用 10.8min

個別連絡相談会の外部委託 1.0min

オンライン会議での実施 1.0min

目次へ戻る

(2) 事例集前半のそれぞれの取組事例ページでは、その取組内容の他、取組による削減時間の目安を示しています。当然、その学校の状況により削減できる時間にも違いはありますが、1つの目安として頂ければ幸いです。

執務時間の創出 電話受付時間の制限

保護者に時間外は電話をしないよう依頼 小 中 高 特定

取組内容	電話に出る時間を限定し、学校全体で業務時間外は電話に出ないよう取り決めた。								
削減時間 <small>※担当1人あたりの目安</small>	日 20分 × 年 200日 = 66.7 時間/年								
導入効果	電話に対応する時間が減り、授業準備などに充てる時間が増えた。								
事例提供校からの声	<table border="0"> <tr> <td>課題</td> <td>変更点について保護者からの質問があるのではないか。</td> <td>▶</td> <td>お便りを作成して周知した。</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>生徒の対応に支障がでないか。</td> <td>▶</td> <td>留守番電話の導入を検討している。</td> </tr> </table>	課題	変更点について保護者からの質問があるのではないか。	▶	お便りを作成して周知した。	対応	生徒の対応に支障がでないか。	▶	留守番電話の導入を検討している。
課題	変更点について保護者からの質問があるのではないか。	▶	お便りを作成して周知した。						
対応	生徒の対応に支障がでないか。	▶	留守番電話の導入を検討している。						

留守番電話・音声ガイダンスの導入

小 中 高 特定

取組内容	放課後は留守番電話に切り替わり、電話応対しないようにした。 電話対応を6時30分で終了し、応答メッセージによる対応に変更した。								
削減時間 <small>※担当1人あたりの目安</small>	日 20分 × 年 200日 = 66.7 時間/年								
導入効果	電話に対応する時間が減り、退勤時間がはよまった。また、授業準備などに充てるようになった。								
事例提供校からの声	<table border="0"> <tr> <td>課題</td> <td>変更点について保護者からの質問が増加する。</td> <td>▶</td> <td>事前に保護者会を開き、変更内容や教育委員会のガイドラインに基づいて検討している旨を説明した。</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>留守番電話の解除を忘れてしまうことがあった。</td> <td>▶</td> <td>管理職をはじめ、電話の位置に近い教員が気を付けるようにした。</td> </tr> </table>	課題	変更点について保護者からの質問が増加する。	▶	事前に保護者会を開き、変更内容や教育委員会のガイドラインに基づいて検討している旨を説明した。	対応	留守番電話の解除を忘れてしまうことがあった。	▶	管理職をはじめ、電話の位置に近い教員が気を付けるようにした。
課題	変更点について保護者からの質問が増加する。	▶	事前に保護者会を開き、変更内容や教育委員会のガイドラインに基づいて検討している旨を説明した。						
対応	留守番電話の解除を忘れてしまうことがあった。	▶	管理職をはじめ、電話の位置に近い教員が気を付けるようにした。						

[目次へ戻る](#) / [取組一覧へ戻る](#) / [好事例提供校のインタビュー一覧へ戻る](#)

学習指導 授業で使用するプリント印刷

スクール・サポート・スタッフへの依頼表

スクール・サポート・スタッフへの依頼について
どのような依頼表を使用されているか東京都台東区立浅草小学校にお話を伺いました。

依頼表イメージ (学校独自の書式)

記入者		納期	
依頼内容	1.印刷 2.ラミネート 3.資料綴じ 4.シュレッダー 5.その他		
印刷詳細	サイズ / 用紙 / 片面 or 両面 / 部数 部		
留意点			

どのような業務をお願いしますか？
A. 上記の印刷、ラミネート、資料綴じ、シュレッダーが中心ですが、他にもアンケート集計作業など、色々お願ひさせていたいです。

A. 先日、国語辞典や漢字辞典への学校・番号ラベルを貼るという作業があり、それもお願いしました。

お願いすることに抵抗感がある先生はいらっしゃいませんか？
A. 自分でも前任校ではスクール・サポート・スタッフさんがいらっしゃらなかったの、最初は抵抗というか、お願いしていいのかな、申し訳ないなって思う気持ちもありました。仕事は自分とやらんとやらないといけないというか。

A. でも、スクール・サポート・スタッフさんご自身で「何でもやるから買ってね、お願いされたほうが有難いよ」と思ってくれますので、頼みやすくなりました。実際にお願いしてみると、その分の時間を他の授業準備などに充てられますし、本当に有難いです。

[目次へ戻る](#) / [取組一覧へ戻る](#) / [好事例提供校のインタビュー一覧へ戻る](#)

また、事例提供していただいた学校へのインタビューを掲載しており、内容や導入効果、取組にあたっての課題とその対応など、現場の声もお届けしています。

同じような課題を抱えている学校においては、特に参考にして頂けるものとなっています。

どの取組事例も、全国の学校で実際に取り組んでいただいているものを掲載しており、取り組みやすいものばかりとなっていることが特徴です。

さらに、教育委員会が取り組んでいる業務改善のための取組や、外部人材の確保・活用に関する取組など、教育委員会における働き方改革のための取組についても掲載しています。是非、掲載している取組を参考にしてください。

組織的な取組 市内学校が自走する業務改善の仕組みづくり

①推進校同士の取組共有会、②推進校と教育委員会のコア会議を中心に、学校現場の自走を教育委員会が支援する体制づくりに焦点を当てている大阪府枚方市教育委員会にお話を伺いました。

取組全体イメージ

▼各校で業務改善のアイデア出しワークショップを実施
※一部の学校では、PTA役員や学校運営協議会委員も参加

すぐに取組に移されたこととしては、以下のようなのが挙げられます。
・夕礼の回数が多いので伝言板を活用
・保護者宛に電話応対時間を通知
・担任外が丸つけ補助 など

枚方市の取組のポイントは何ですか？
A. ①立候補で推進校を決めたこと、②推進校同士がざっくばらんに相談できるような短いスパンで取組を共有していることだと思います。

A. 「推進校」という順番で回ってきたり、この学校なら成果を上げてくれるだろうというので決めてしまうこともあるかと思うのですが、学校が自ら手を挙げ、自主的に取り組むことを重視しています。

推進校からどのような声が上がっていますか？
A. ワークショップで先生からは「『依頼表』ではなく『当事者』で取り組んでいきたい」「何が本当に必要かを考えることができた。あたり前と思っていたことがたくさんあるので、意識を変えていきたい」といった声や、PTA役員の方からは「習慣で続いていることも多く、地域やPTAが協力できることはして、先生が子供と関わる時間を増やせたらいいな」といった声をいただいています。

[目次へ戻る](#) / [取組一覧へ戻る](#) / [好事例提供校のインタビュー一覧へ戻る](#)

(3) 事例集の後半では、GIGAスクール構想の端末整備と同時に、多くの自治体で導入されたグループウェアを用いてできる業務改善のノウハウをまとめています。

グループウェアを活用することで、予定管理や調査などの業務負担を軽減するうえで、様々なメリットがあり、教職員間のやり取りや、学校と保護者等とのやり取り、これまで紙で配布、回収、集計していたアンケートなどをデジタル化することができます。

グループウェアをどのように活用したら良いか分からない、といった場合にも、この事例集を参照していただくことで、こういった機能があり、こういった活用方法ができるのかを分かりやすくまとめています。

この事例集を活用していただき、ICTを活用した校務効率化についても取り組んで頂けると幸いです。

GIGA×働き方改革
グループウェア活用のメリット

グループウェアを活用すると、やりとり・予定管理・調査などの業務負担を軽減する上で、さまざまなメリットがあります。

やりとり	予定管理	調査
メールでのやりとりは面倒... 会議の時間が長い...	行事予定が更新のたびに教職員・保護者へお知らせの手間...	アンケートの配布・回収が面倒...
どの資料が最新なのかファイルの整理が煩雑...	兄弟がいる家庭の面談は調整が難しい...	紙媒体での回収は、集計も大変...
グループウェアを活用すると...	グループウェアを活用すると...	グループウェアを活用すると...
教職員同士のやりと리를チャット化! チャットツール	最新の学校行事を常に共有! 学校行事カレンダー	Web上で完結! Webアンケートフォーム
オンライン上で書類の共有ができる! 共同編集ツール	保護者面談の調整がほぼ人手を介さず実現できる!	集計も簡単にできる!
メリット	メリット	メリット
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員会議での伝達の時間が減る ➢ 紙を印刷して配布する手間が減る 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常に最新の予定を教職員・保護者と共有できる ➢ 保護者面談の調整がほぼ人手を介さず終わる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アンケートを印刷、配布、回答を記入する手間が減る

4. おわりに

申し上げるまでもなく、この事例集は、大いに学校現場で活用して頂きたく作成したものです。

それぞれの事例を参考にして頂きながら、各学校の状況に応じて、働き方改革の取組を一層進めて頂きますようお願い致します。

(全国の学校における働き方改革事例集QRコード)



沖縄県糸満市教育委員会

糸満の良さを引き継ぎ、 誇れる子の育成

～地域を学びのフィールドとして～



沖縄県糸満市教育委員会
幸地 政行

1. はじめに

糸満市は沖縄本島南部、長い海岸線を有し、「海幸、陸幸の史都」といわれ、糸満漁民は戦前から、海を舞台に活躍し、沖縄の漁業を牽引してきました。また、農業も盛んで多くの地場産品を生み出しています。

伝統行事が盛んで自治会毎に祭りや芸能が伝えられ、地域の誇りとなっています。特に糸満ハーレーや大綱引きは他地域にもよく知られる祭りとなっています。また、日々、旧暦行事を大事にする地域性があります。去る沖縄戦では、激戦地となり、多くの命や財産が失われました。平和都市宣言（平成5年）を掲げ、県内外から慰霊や平和学習に訪れる人が絶えません。

このような地域全体を学習のフィールドとし、「開かれた学校」から、一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域一体となって子供を育て「地域とともにある学校」への転換を図りつつ、学校・家庭・地域が本来の教育機能を発揮することで、児童生徒が自己の将来を見通した持続可能な社会の作り手となるようにコミュニティ・スクールの展開と推進に努めているところです。

コミュニティ・スクール導入にあたっては、平成24年度に高嶺小・中学校、平成26年度に糸満中学校にて先行実施及びモデルづくりを行い、令和2年度より16小中学校全校にコミュニティ・スクールを導入しているところです。

2. 市民へ周知し、地域全体で展開

地域全体で子供たちを育てるためには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が重要であるとの認識から、市民全体への理解と協力のためのチラシ（広報誌掲載）を全戸配布した。地域を学びのフィールドと位置づけ、足元の糸満を知り、良さを引き継ぎ誇れる子を育成するための取り組みの一つである。



3. 学校運営協議会へ生徒会の参加

糸満市立西崎中学校の生徒会は、生徒が考えた校則の改定案を学校運営協議会に説明した。改正案のポイントは、男女格差の是正やLGBT（性的少数者）への配慮（女子のズボン着用等）、暑さ（ネクタイ及びりボン着用）寒さ対策だった。校則は協議会委員の意見を踏まえて練り直され、来年度から適用される。

4. 沖縄戦の実相を学ぶ



沖縄戦終焉の地である糸満市では、沖縄戦の実相を考える平和教育に取り組んでいる。地域コーディネーターが戦争体験者を学校につなぎ、避難壕前で悲惨な体験を聞き、よりリアルに平和の尊さを考えることができた事案である。

5. 水産高校生徒と体感する

全国で唯一シラヒゲウニの種苗生産・放流実習をしている県立沖縄水産高等学校の生徒と高嶺小学校の児童が、共同で人工授精を行い、4000個体を超える稚ウニの生産に成功し、名城ビーチの海に放流する交流学习を実施しました。大海原のふとこで、育てる漁業を地元高校生と児童がチャレンジでき、貴重な学習の機会となっています。



6. 課題解決型学習の展開

コロナ禍の影響で職場体験学習ができない状況のなか

で、地元企業から課題を、協力して考え、「答え」を探すBL授業が4中学校で実施されています。

高嶺中学校2年生は、市内公設市場「糸満いとまーる」施設長から、「with コロナの中、いとまーるをどう盛り上げるのか」を課題に、①ミッション（課題）提示に対して、②情報収集、資料作成、③中間発表、④最終発表（糸満市長を招いての発表）を行った。また、糸満中学校では、毎年糸満大綱引きの綱作りに授業の一環として参加し、綱引きにかける地域の思いや熱気、興奮を心に刻む取り組みを実施している。

7. 終わりに



地域の自然・文化・歴史・生業等は地域の生活そのものであり誇りである。その生への営みそのものに触れて、故郷を誇りに思うと同時に自己肯定感とアイデンティティーが育まれる。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動との一体的推進、協働で、足元にある地域の良さや課題を、学年の発達段階に合わせた学習内容として展開し、糸満の良さを引き継ぎ、地域への誇りを育む教育を引き続き展開していきたい。

ちょボラ活動で、 子どもたちから**元気**をもらおう！ **社会貢献活動**をしよう！

ちょボラ活動とは、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動です。糸満市教育委員会では「できること」を「できる範囲」で子どもたちと関わる活動をするちょボラ（ちょこっとボランティア）の普及を推進しています。

PTA・地域住民



朝の交通安全見守り



読み聞かせ



学校の環境整備



野菜の収穫体験



三線のクラブ活動



しまくとうば講座

その他の活動(例)

- クラブ活動
(各種スポーツ、語学、折り紙、生け花、習字、琉舞、音遊び、しまくとうば、手芸、将棋など)
- 習字サポート
- ミシンサポート
- 平和学習
- 外国文化理解
- 野菜の植え付け体験
- 放課後の居場所づくり
(宿題見守り、工作、クッキング、身体遊びなど)

自治会



大網作り



地域探検

その他の活動(例)

- 地域の清掃活動
- 地域行事(ハーレー、ハーリー、綱引き、エイサーなど)への参画

企業・団体



マナー講座



職業人講話

その他の活動(例)

- 職場体験
- 各種体験学習
- PBL(課題解決型学習)

「ちょボラ」したい人は
生涯学習課まで♪
☎098-840-8163

コミュニティースクールに
ついては学校教育課まで♪
☎098-840-8165

自分にできることから
やってみませんか♪



『大切な人』

私は母が好きだ。一番大切な人は誰かと問われたら、迷いなく母だと答える。身内自慢になり恐縮だが、母のことを、何歳になっても美しく、情が深く、心がまっすぐで、志が高く、努力を惜みず、ユーモアのセンスもあり、魅力に溢れた人だと思っている。

本執筆を依頼された際、「自分の好きな事を自由に語って欲しい」とのことだった。私が語りたことと言ったら何だろうか、お酒の話だろうか、飼っている犬の話だろうかと逡巡した結果、折角なので何よりも大切な存在である母の話にしようと思い至った次第だ。

私自身の半生を振り返ると、癪があって協調性に乏しく孤立しがちだった私は、これまで、母を散々怒らせたり泣かせたりはしてきたが、母を笑顔に出来た記憶は殆どない。父が単身赴任の中、母は仕事、子ども達と犬の世話、家事全般、祖父母の介護を一人でこなしていたうえ、全てにおいて完璧を目指す性格から、非常に多忙な毎日を送っていた。子ども達の些細な変化や小さな悩みから、友人関係や趣味嗜好まで、よく把握しようと努めてくれていた母だったが、母自身、精神的に余裕などなかったに違いない。

今でこそ母を敬愛しているが、当時は子ども達にも完璧を求めるが故に厳しく、自分の理想を掲げてヒステリーを起こす母とぶつかるのは大概私で、反発したり距離を置いたりしていた。一方で、母に愛されたい、褒められたいという想いも強く、趣味や好きなもの等は母の真似をし、進路や就職は母の願望を叶えてきた。しかし、普段は問題児が陰ながら愛される努力をしても、気付いて貰えることも報われることもなく、可愛くお茶目な妹や、優しくのんびり屋の弟の中で、私は自分に自信が持てないまま、最も母と距離があるように感じていた。

大学生、社会人と私自身が成長し、母と私を取り巻く環境が変わっていくにつれ、子どもの頃とは異なる視点から母の姿が見えるようになった。私のことを理解してくれないと思っていたが、私を理解しようと苦慮し、自分自身を責めていた母を知った。母が楽しそうだった習い事や趣味を辞めてしまったのは、家族を優先してくれた結果だった。子ども達への、「自分達の好きな事をして自由に生きなさい」との教えは、母が手放したものと、母の二の舞になって欲しくないとの想いからだった。

母から見た今の私は、「社会的で義理人情に厚い」人間らしい。本当にそのような人間になれたのは定かではないが、母のお陰で今の私があることに感謝し、この先は、母に一番に愛されることを望むのではなく、母が幸せでいられるよう、不安や寂しい思いをしないよう、母が今までに与えてくれたものに対して返していこうと心に誓っている。恩を受けたら恩を返す、見返りを求めず誰かを大切に、これも母が教えてくれたことの一つだろう。

母と私の関係に、共感し難い人もいるかもしれないが、母娘の在り方はいくつあっても良いと思っている。少なくとも私は、今までの全てを引っ括めて、母の娘で本当に幸せだ。いくら想っても足りない「ありがとう」と「大好き」を、この先も私なりの形で伝えていきたい。

あなたにも、大切な人はいるだろうか。その人は、あなたにとってどのような人だろうか。秋の夜長に、この独り言が大切な人を思い浮かべる契機になれば幸甚だ。

(Y. 0)

あ と が き

■ 今回は文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について」特集記事がございました。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」

では、大阪府泉南市教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取り組みをご覧ください。

■ シリーズ「学校における働き方改革」は、文部科学省初等中等教育局財務課より、全国の学校における働き方改革事例集の紹介です。

■ シリーズ「学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり」では、沖縄県糸満市教育委員会の取組を紹介します。

■ 私の編集担当は当9月号までとなります。半年間ではございましたが、ありがとうございました。



「教育委員会月報 令和3年9月号 No.863」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省